

T&M通信

～税務と経営～

●今月の経営チェックポイント

- 所得税の予定納税第2期分の納期限は11月30日(木)です。
予定納税とは前年の所得税納税基準額が15万円以上の方について、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。
- 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分)の期限は11月15日(水)です。予定納税額の通知を受けている方で、廃業・休業・業績不振等によりその年の申告税額見込額が予定納税額に満たないと見込まれる場合にはこの減額申請をお勧めします。
- 個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(木)です。
- 11月、12月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 来月は年末調整の月です。
控除証明書等(国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等)が発送されてくる時期ですので準備をお願いします。
平成29年に中途入社された方で、本年中に前職分の所得がある場合は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」をご用意下さい。
- 11月は生命保険の月です。現在ご加入されている保険の見直しや、将来のための備え等生命保険について考えてみてはいかがでしょうか。
- 11月3日(金)は文化の日、23日(木)は勤労感謝の日です。

●着眼点

経営力向上計画及び早期経営改善計画策定支援の業務について

税理士 田中 彰

単年度や中期の経営計画を立て、さらにその計画と実績との差異を検討して経営に活かす業務を私たちの基幹業務の一つにしたいと考えています。これは社長はじめ経営者や社員の皆様の仕事に対するやる気を引き起こす手段であると考えからです。

本日は経営計画の中で、現在注目の二つについて紹介させていただきます。

(1) 経営力向上計画

中小企業が、業種の特性や顧客の分析を行い、商品やサービスを見直し、その上でITを活用した財務管理の高度化や人材育成、設備投資等により経営力を向上させる事業計画(経営力向上計画)を作成して、国の認定を受けるものです。

この認定を受けると次のようなメリットがあります。

- ①機械装置、工具器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。
- ②この計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用できます。
 - ①との併用可。
- ③新事業活動促進資金を受けることで、日本政策金融公庫が掲げる基準金利-0.9%の設備資金の融資を受けることができます。
- ④ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継補助金など審査時に加点を受けることができます。

(2) 早期経営改善計画

経営革新等支援機関（※）の支援を受けて、資金繰り・採算管理等の早期の経営改善に向けて策定した計画です。専門家への支払い費用の3分の2（上限20万円）が補助されます。

（※）経済産業省から認定された税理士等の専門家が支援機関になり、当事務所も該当機関です。

計画策定のメリットは以下のようなものです。

- ①計画を策定することで、自社の状況を客観的に把握・分析できます。
- ②計画策定から1年後、フォローアップで進捗を確認できます。
- ③金融機関との関係を強化し、経営改善に向けた効果的な支援が期待できます。

上記の計画策定について少し詳しく知りたいと思われる方は、是非当事務所にお声がけください。お待ちしております。

●今年も残り2か月となりました

今年も残り2か月となりました。月日が流れるのはホントに早いですね。

皆様も関心おありでしょう、消費税が平成31年10月に10%となります。あ、その頃には新元号になっているので、〇〇元年10月ですね。そういえば消費税が導入されたのも平成元年でした。偶然でしょうか。

10%と同時に軽減税率が導入されるのかは、まだ不明ではありますが、導入されれば、会計担当の混乱は避けられないでしょう。私たち会計事務所よりも現実に金銭の取引現場にいる方々の混乱が大きいと想像しています。レジや販売管理システムの入替えという金銭的負担の上、軽減税率適用可否かを判断して処理することが求められるからです。

1年11か月先の話ではありますが、これらのことを考えますと、そろそろ・・・考え始めたほうがいいのかもかもしれませんね。

（文責 中澤 里美）

●年末調整で控除できないもの

今年も11月になり何だか気忙しくなってきました。年末になりますと私達の大きなお仕事としまして「年末調整手続き」があります。皆さまの一年間の税額を計算させていただく訳ですが、「年末調整」では控除できないものがあり、確定申告をする事により控除を受けることができます。

- * 医療費控除……その年の1月1日から12月31日までの間に支払った生計一家族の医療費の合計額が一定額以上の場合に所得控除できます。
- * 寄付金控除……各種団体等に寄付した場合やふるさと納税等をした場合に所得控除できます。
- * 住宅ローン控除…住宅ローン控除の1年目は確定申告しなければなりません、2年目からは年末調整によって控除できます。
- * 雑損控除……災害や盗難によって損害を被った場合などに所得控除が受けられます。

所得税確定申告は翌年の2月16日～3月15日の間に申告しなければなりません。

確定申告のご相談もお気軽に当事務所までご連絡ください。

（文責 田中 恵子）

● SNS映え

「インスタ映え(ばえ)」という言葉をご存知でしょうか。インターネットを介した写真共有サービス『Instagram』を通じてネットに写真を投稿した際に「映える」「素敵」という意味で用いられる言葉です。

ニュース番組を見ている、売上が良くないお店がお洒落・カラフルで写真映えしそうな商品を開発し、InstagramなどのSNSを通じて情報が拡散され、行列のできる人気店になっている！というような事例をよく見かけます。ネット社会では、マスメディアだけではなく一般人の影響力がかなり大きくなっていることを感じます。

毎日あらゆる商品が生まれては消えていく消費社会の中では、「SNS映えするか」という視点も集客のために必要なのかもしれません。

（文責 田中 ひとみ）